

2013年度(平成25年度)言語文化・国際社会学部入学者・
学部編入学者・大学院入学者・新入学の研究生の方へ

- ① 麻疹(はしか)のワクチン予防接種の2回目を行っていない方は、早急に2回目の麻疹ワクチンの予防接種を受けて下さい(但し、麻疹に罹患したことのある方、十分な抗体価のある方は不要です)。
- ② 「麻疹ワクチン予防接種歴等に関する自己申告書」を健康診断時に提出して下さい。

2013年(平成25年)2月

保健管理センター(保健管理医・学校医) 松本 晃裕

2013年度 学部入学者・学部編入学者・大学院入学者・新入学の研究生の皆さん、

◆我が国では、麻疹(はしか)は根絶にいたっていません。流行が繰り返され、大学はその学内感染阻止に苦慮しています。行政は、2008年度から高校3年生を対象として麻疹ワクチンの法定接種を行うことにしました。この世代は既に小児(1歳児)期に第1回接種を受けており、この接種は第2回接種になりますので、これによって十分な免疫が獲得できると考えられます。2013年度(平成25年度)言語文化・国際社会学部入学者のほとんどがこの世代に属します。

◆2013年度言語文化・国際社会学部入学者のうち、高校3年生時に受けるべき法定接種をまだ受けていない場合には、急いでこれを受けて下さい。高校3年生時の3月31日までは法定接種対象期間ですから、市区町村が接種費用の全部または一部を負担します。過去において、麻疹に罹患したことが「確実」である場合や、非法定接種を含めて既に二度の接種を受けている場合にはどうすべきかなど、この法定接種の詳細については、お住まいの市区町村に問い合わせして下さい。接種を受ける際には、医師から「接種証明書」を発行してもらい、今後の必要時に備えて保管しておきましょう。

◆法定接種期間を過ぎても接種は可能ですが、費用(¥10,000程度)は全額自己負担となります。しかし、二度の麻疹ワクチン予防接種の必要性は同じですので、法定接種期間に接種を受けることができなかった人たちも入学前に、これを済ませておいて下さい。「接種証明書」の発行と保管については、前述のとおりです。但し、過去において麻疹に罹患したことが「確実」である場合には、新たに接種を受ける必要がありません。また、病院で麻疹抗体価の測定をし、十分な抗体があると医師が判断する場合も新たな予防接種は不要です。

◆海外留学、就職、教育実習、介護体験実習など、様々な局面で二度の麻疹ワクチン予防接種歴(一度では不十分)の証明や自己申告を要求されます。確実に対応して下さい。

◆入学時に必要な書類の中に、「麻疹ワクチン接種歴等に関する自己申告書」がありますので、それを記入の上、健康診断当日に保健管理センターへ提出して下さい。